

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受理番号	2042	受理年月日	令和6年9月17日
件 名	桃陵市営住宅の早期建替え等		
要 旨	<p>桃陵市営住宅の団地再生事業については、本年7月、桃陵市営住宅団地再生計画（案）概要版が公表され、居住者や周辺住民へのアンケートが行われているが、高齢化が進む団地住民にとって、新棟建設を2030年まで待つ時間的なゆとりはない。一日も早い完成を願う。</p> <p>市営住宅は全ての市民にとっての共有財産である。再生計画における集会所や公園の整備内容については、団地住民はもとより周辺住民の声も反映したものにするとともに、整備後は市民が気軽に自由に利用できるものであってほしいものである。また、現在の集会所が管理上の問題から毎週水曜日にしか利用できないことは、団地におけるコミュニティ機能を損なうものである。こういう制約のない集会所であることを望む。</p> <p>住民の高齢化に伴い団地内の草刈りができず、衛生上も住環境の面でも放置できない事態になっている。また、団地の上階に住む高齢者が階段の昇り降りができず、ゴミステーションに行くこともままならない事態は直ちに解決されるべきである。1階の空き室への速やかな移転を可能にするよう願う。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 桃陵市営団地再生計画における新棟建設スケジュールを前倒し実施して、早期に建替えを完了すること。また、2年後に行われる予定の既存棟への移転は、全ての団地住民を対象としたものにすること。 2 再生計画における集会所や公園の整備に当たっては、団地住民や周辺住民の要望を十分に採り入れるとともに、整備後は周辺住民も自由に活用できるものにすること。 3 団地内の草刈りに対する支援、団地上階の居住者の1階の空き室への速やかな移転、家賃減免制度を元に戻すことなど団地住民が直面する願いを実現すること。 		
陳情者			
回付委員会	まちづくり委員会		